

## 農薬の水質環境基準等について

- ・6月3日 広島県北部厚生環境事務所
- ・6月17日 広島県東部厚生環境事務所福山支所
- ・7月1日 広島県環境県民局環境保全課
- ・6月2日～8月31日 オンデマンド配信

1

## 本日の講習内容

- 1 公共用水域等における  
農薬の環境基準等について
- 2 ゴルフ場における  
農薬安全使用対策について
- 3 広島県における  
水質汚染事故発生状況等について

2

## 1 公共用水域等における農薬の環境基準等について

### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路(下水道を除く)(水質汚濁防止法第2条)  
(+地下水 ⇒ 公共用水域等)

### 環境基準(水質に関して)

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基本法第16条)

### 農薬は、

- ・ 人の健康保護の観点から基準値を設定
- ・ 主に**飲料水経由**の影響に加え、水質汚濁に由来する**食品経由**の影響も考慮
- ・ 長期間の摂取を想定し、十分安全性に配慮されている

3

## 公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

(いずれも**人の健康を保護する**観点から設定)

### 環境基準

人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準

**基準値**  
4農薬

### 要監視項目

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質

**指針値**  
11農薬  
(指針値未設定  
(安全性評価中)  
1農薬)

### 水質評価指針

空中散布農薬等一時に広範囲に使用されるもの(基準値等が定められていないもの)  
指針値は、水道利用に配慮した公共用水域の水質の汚濁の状況を評価する際の目安となる

**指針値**  
27農薬

4

## 公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

### 環境基準

基準値 4農薬について設定

#### 今日のポイント

1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤	0.002	mg/l
チウラム <small>又はチラム</small>	殺菌剤	0.006	mg/l
シマジン <small>又はCAT</small>	除草剤	0.003	mg/l
チオベンカルブ	除草剤	0.02	mg/l

5

## 公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

### 要監視項目

指針値 11農薬について設定

イソキサチオン	殺虫剤	0.008	mg/l
ダイアジノン	殺虫剤	0.005	mg/l
フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	mg/l
イソプロチオラン	殺菌剤	0.04	mg/l
オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.04	mg/l
クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05	mg/l
プロピザミド	除草剤	0.008	mg/l
EPN	殺虫剤	0.006	mg/l
ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	mg/l
フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	mg/l
イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.008	mg/l
クローロニトロフェン(CNP)	除草剤	—	mg/l

未設定  
(安全評価中)

6

## 公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

### 水質評価指針

### 指針値 27農薬について設定

※値の単位は、全てmg/l

イプロジオン	殺菌剤	0.3	ブタミホス	除草剤	0.004
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2	プロフェジン	殺虫剤	0.01
エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08	プレチラクロール	除草剤	0.04
エスプロカルブ	除草剤	0.01	プロベナゾール	殺菌剤	0.05
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006	プロモブチド	除草剤	0.04
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05	フルトラニル	殺菌剤	0.2
クロルピリホス	殺虫剤	0.03	ペンシクロン	殺菌剤	0.04
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1
シメトリン	除草剤	0.06	ベンディメタリン	除草剤	0.1
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01
トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.03	メフェナセット	除草剤	0.009
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1	メプロニル	殺菌剤	0.1
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	モリネート	除草剤	0.005
フサライド	殺菌剤	0.1			

7

## 公共用水域における水質調査結果 (令和6年度)

### 環境基準 (4農薬)

71地点で調査。いずれも基準値を満足。

### 要監視項目 (12農薬)

16地点で調査。いずれも指針値を満足。

### 水質評価指針 (27農薬)

2地点で調査。いずれも指針値を満足。

8

## 2 ゴルフ場における農薬安全使用対策について

広島県では、ゴルフ場で使用される  
農薬等による環境汚染を未然に防止するため・・・

### ★ 農薬の安全かつ適正な使用・管理

「ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領」

### ★ 自主的な水質検査及びその報告

「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」

を、ゴルフ場事業者の方へお願いしております。

9

## 自主的な水質検査について

～「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」～

R2.4.1改正  
水産動植物から陸  
域を含む生活環境  
動植物に拡大

- ◎ **検査項目** **「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」**において、排水中の指針値が定められている農薬※のうち、使用実態のあるもの  
（※ 詳細は参考資料集をご覧ください）  
水産指針値  
生態系保全の観点  
から設定
- ◎ **検査時期** 検査対象とする農薬の使用量が多い時期  
（排水中の農薬濃度が高いと見込まれる日）
- ◎ **検査回数** 年1回以上
- ◎ **検査場所** 原則として主たる排水口  
または、場内の調整池、排水路などゴルフ場からの農薬の流出実態が的確に把握できる場所
- ◎ **検査結果の確認等** **自主検査結果が指針値を超過していないことを確認し、超過している場合は応急措置を講じるとともに自主検査結果及び応急措置の内容を県環境保全課へ報告する。**

10

## 県内ゴルフ場水質自主測定結果 (平成29年度分から広島市を含む)

年度	ゴルフ場数	自主検査未報告 ゴルフ場数	延測定項目数	指針値を 超過した検体数	農薬の検出 検体数
平成29年度	48	4	567	1	57
平成30年度	48	6	560	0	51
令和元年度	48	6	575	0	44
令和2年度	47	4	606	0	58
令和3年度	47	5	627	1	79
令和4年度	47	5	622	0	70
<b>令和5年度</b>	<b>47</b>	<b>3</b>	<b>610</b>	<b>0</b>	<b>35</b>

今年度も、7～8月頃に、自主検査をお願いする文書をお送りさせていただく予定です。引き続き、御協力をお願いします。

11

## 3 広島県における水質汚染事故発生状況等について

### 水質汚染事故

油、有害物質等により、河川、湖沼、海域等の公共用水域が汚染される事故のこと

事故が発生すると・・・

- 水道用水や農業用水などの取水の停止
- 魚などの生物の死滅
- 汚染の復旧に、多大な時間・労力・費用が必要となる場合も

生活、農業、漁業などに  
大きな被害が発生するおそれ

12

## 水質事故事例

### ①油の流出による事故



廃油や燃料油が流されると少量でも水面を覆うように油膜が広がる。

13

## 水質事故事例

### ②白濁等している



塗料(ペンキ)やコンクリートが流されると、全体に広がって、水が変色して濁る。

14

# 水質事故事例

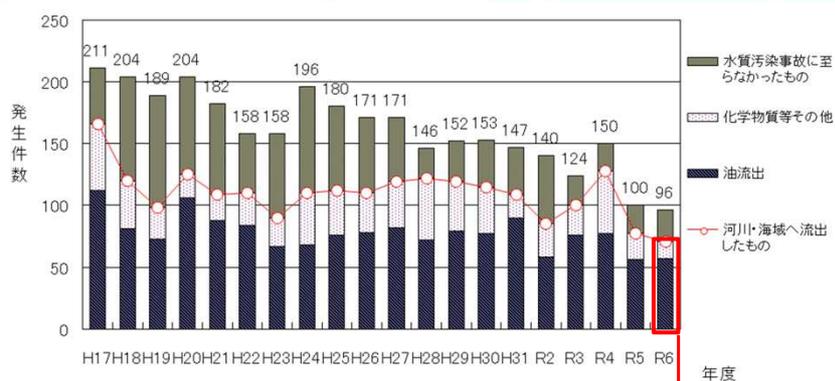
## ③魚が死んでいる



魚のへい死事故の主な原因としては、農薬、残留塩素などがある。

15

# 県内の水質汚染事故発生件数



河川・海域へ流出した件数 **71件**

16

## 油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は

- ①直ちに、場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行う
- ②速やかに、関係機関へ連絡する



### 【連絡先】

管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防など

### 【通報内容】

- ・原因者または発見者の氏名・連絡先(TEL)
- ・流出場所
- ・流出物名、流出量
- ・流出発見時間

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により油、有害物質、指定物質※等が海や川などの公共用水域に排出され、生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。  
※指定物質：次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど

17



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

広島県の環境情報を発信しています。ぜひ、ご覧ください。

ご清聴ありがとうございました。

18

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(1/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
1	1, 3-ジクロロプロペン又はD-D	0.66	0.16	○
2	1-ナフタレン 酢酸ナトリウム	3.9	96	
3	2, 4-Dイソプロピルアミン塩又は 2, 4-PAイソプロピルアミン塩、2, 4-Dジメチルアミン塩又は 2, 4-PAジメチルアミン塩及び2, 4-Dナトリウム塩一水化物又は 2, 4-PAナトリウム塩一水化物	0.26	98	
4	2, 4-Dエチル又は、2, 4-PAエチル	0.26	1.1	
5	DBEDC	未審議	0.24	水産指針値のみ
6	DCIP	未審議	31	水産指針値のみ
7	d-リモネン	設定不要	0.7	水産指針値のみ
8	EPN	0.037	0.0005	○
9	MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩	0.05	61	
10	MCPBエチル	0.31	0.19	○
11	アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル	未審議	0.011	水産指針値のみ
12	アクリナトリン	0.42	0.000052	○
13	アミノナピル	1	0.027	○
14	アシベンズラルS-メチル	2	2.2	
15	アジメスルフロン	2.5	0.73	○
16	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	10	90	
17	アセキノシル	0.58	0.0039	○
18	アセタミプリド	1.8	0.025	○
19	アセフェート	0.063	55	
20	アゾキシストロビン	4.7	0.28	○
21	アトラジン	未審議	1.5	水産指針値のみ
22	アバメクチン	0.015	0.00037	○
23	アフィドピロベン	2.1	8	
24	アミカルバゾン	0.42	1.8	
25	アミスルプロム	2	0.036	○
26	アミトラズ	0.066	0.26	
27	アトクトラジン	71	0.064	○
28	アラクロール	0.2	0.047	○
29	アラニカルブ	未審議	0.018	水産指針値のみ
30	アンバム	0.047	0.89	
31	イソウロン	0.45	1.4	
32	イソキサチオン	0.05	0.0002	○
33	イソキサベン	1.3	1.3	
34	イソシクロセラム	未審議	0.000037	水産指針値のみ
35	イソチアニル	0.74	0.71	○
36	イソピラザム	1.4	0.009	○
37	イソフェタミド	1.4	4.7	

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(2/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
38	イソプロカルブ又はMIPC	0.1	0.024	○
39	イソプロチオラン	2.6	9.2	
40	イブフェンカルバゾン	0.026	0.21	
41	イブフルフェノキシン	1.2	2.5	
42	イブロジオン	0.5	1.8	
43	イブロベンホス又はIBP	0.93	2.7	
44	イマザキン	未審議	96	水産指針値のみ
45	イマザビルイソプロピルアミン塩又は イマザビル	74	41	○
46	イマザモックスアンモニウム塩	未審議	99	水産指針値のみ
47	イマゾスルフロン	未審議	6.9	水産指針値のみ
48	イミシアホス	0.01	0.52	
49	イミダクロプリド	1.5	0.019	○
50	イミノクタジン 酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩	0.061	0.027	○
51	イミベンコナゾール	0.26	0.18	○
52	インダジフラム	0.5	0.71	
53	インダノファン	0.093	0.029	○
54	インドキサカルブMP及び インドキサカルブ	0.13	0.6	
55	インビルフルキサム	1	0.15	○
56	ウニコナゾールP	0.42	5.6	
57	エスプロカルブ	0.2	0.15	○
58	エタボキサム	1	0.35	○
59	エチクロゼート	4.5	4.6	
60	エチプロール	0.1	0.19	
61	エテホン	未審議	71	水産指針値のみ
62	エトキサゾール	1	0.015	○
63	エトキシルスルフロン	1.4	3	
64	エトフェンプロックス	0.82	0.0067	○
65	エトフメセート	7.9	27	
66	エトベンザニド	1.1	0.78	○
67	エマメクチン安息香酸塩	未審議	0.00096	水産指針値のみ
68	エンドタールニカリウム塩及び エンドタールニナトリウム塩	0.23	18	
69	オキサジアゾン	0.095	0.35	
70	オキサジアルギル	0.2	0.073	○
71	オキサジクロメホン	0.24	8.3	
72	オキサゾスルフィル	1	0.036	○
73	オキサチアピブロリン	90	0.65	○
74	オキサミル	未審議	0.32	水産指針値のみ
75	オキシテトラサイクリン	0.7	0.84	

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(3/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
76	オキシ銅又は有機銅	0.2	0.018	○
77	オキシボコナゾールフマル酸塩	0.79	2.5	
78	オキシリニック酸	0.55	4.5	
79	オリサストロビン	1.3	1.2	○
80	オリザリン	1	0.75	○
81	オレイン酸ナトリウム	未審議	23	水産指針値のみ
82	カスガマイシン一塩酸塩又は カスガマイシン	2.5	66	
83	カズサホス	0.0066	0.0025	○
84	カフェンストール	0.07	0.02	○
85	カルタップ	未審議	0.16	水産指針値のみ
86	カルバリル又はNAC	0.19	0.016	○
87	カルフェントラジンエチル	0.7	0.13	○
88	カルブチレート	0.34	1.2	
89	カルプロパミド	0.37	3.7	
90	カルボスルファン	未審議	0.0004	水産指針値のみ
91	キザロホップエチル	0.2	0.29	
92	キノクラミン又はACN	0.055	0.063	
92	キノフメリン	0.7	1.2	
94	キノメチオナート又はキノキサリン系	0.17	0.015	○
95	キャプタン	2	0.026	○
96	クミルロン	0.2	0.9	
97	グリホサートアンモニウム塩, グリホサートインプロピルアミン塩, グリホサートカリウム塩及び グリホサートナトリウム塩	26.6	62	
98	グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	0.24	73	
99	クレソキシムメチル	9.5	0.16	○
100	クレトジム	0.2	24	
101	クロチアニジン	2.5	0.028	○
102	クロフェンテジン	0.45	0.018	○
103	クロマフェナゾド	7.1	0.97	○
104	クロメプロップ	0.16	0.36	
105	クロラントラニプロロール	6.9	0.029	○
106	クロリダゾン又はPAC	未審議	21	水産指針値のみ
107	クロリムロンエチル	2	0.037	○
108	クロルタールジメチル	0.2	0.35	
109	クロルチアミド又はDCBN	0.53	41	
110	クロルピクリン	0.02	0.00078	○
111	クロルピリホス	0.02	0.00046	○
112	クロルフェナピル	0.69	0.007	○
113	クロルフラリム	0.069	0.15	

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(4/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
114	クロルフルアズロン	0.87	0.00029	○
115	クロルプロファミン又はIPC	1	3.7	
116	クロルメコートクロリド又はクロルメコート	1	32	
117	クロラタロニル又はTPN	0.47	0.08	○
118	酸化亜鉛	未審議	0.15	水産指針値のみ
119	シアゾファミド	4.5	0.088	○
120	シアナジン	0.014	0.29	
121	シアナミド及びカルシウムシアナミド又は 石灰窒素	未審議	6.7	水産指針値のみ
122	シアノホス又はCYAP	0.026	0.097	
123	ジアフェンチウロン	未審議	0.00053	水産指針値のみ
124	シアントラニプロロール	0.25	0.018	○
125	シアン酸ナトリウム	未審議	21	水産指針値のみ
126	ジウロン又はDCMU	未審議	0.25	水産指針値のみ
127	ジエトフェンカルブ	11	9.8	○
128	シエノピラフェン	1	0.0029	○
129	ジカンバ又はMDBA, ジカンバジメチルアミン塩又は MDBAジメチルアミン塩及び ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	9.3	88	
130	シクラニプロロール	0.31	0.077	○
131	ジクロシメット	0.13	8.6	
132	シクロスルファミロン	0.8	0.035	○
133	シクロピリモレート	1.6	6.9	
134	シクロプロトリン	2.2	0.26	○
135	ジクロベニル又はDBN	0.2	1.5	
136	ジクロベンチアプクス	1.3	0.11	○
137	ジクロルプロップトリエタノールアミン塩	0.95	180	
138	ジクロロメゾチアズ	31	0.00049	○
139	ジクワットジプロミド又はジクワット	0.15	0.13	○
140	ジスルホトン又はエチルチオメトン	未審議	0.032	水産指針値のみ
141	ジチアノン	0.2	0.059	○
142	ジチオピル	0.095	0.56	
143	ジノテフラン	5.8	0.12	○
144	シハロトリン	未審議	0.000081	水産指針値のみ
145	シハロホップブチル	未審議	0.33	水産指針値のみ
146	ジフェノコナゾール	0.25	0.75	
147	シフルトリン	0.61	0.000061	○
148	シフルフェナミド	1	1	
149	ジフルフェニカン	6.1	0.0064	○
150	ジフルベンズロン	0.5	0.0043	○
151	シフルメトフェン	2.4	0.063	○

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(5/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/l)	(mg/l)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
152	ジフルメトリム	0.037	0.035	○
153	シプロコナゾール	0.3	20	
154	シプロジニル	0.71	0.027	○
155	シペルメトリン	0.58	0.000027	○
156	ジベレリン	2.9	94	
157	シマジン又はCAT	0.03	1.7	
158	シメコナゾール	0.22	14	
159	ジメスルファゼット	0.1	0.12	
160	ジメタメリン	0.25	0.12	○
161	ジメテナミド及びジメテナミドP	1	0.29	○
162	ジメトエート	未審議	2	水産指針値のみ
163	ジメトモルフ	2.9	6.7	
164	シメトリン	未審議	0.062	水産指針値のみ
165	シモキサニル	0.34	5.6	
166	シラフルオフェン	2.9	0.00067	○
167	ジラム	未審議	0.0096	水産指針値のみ
168	シロマジン	0.47	97	
169	シンメチリン	2.1	0.088	○
170	ストレプトマイシン硫酸塩又は ストレプトマイシン	未審議	4.1	水産指針値のみ
171	スピネトラム	0.63	0.00023	○
172	スピノサド	0.63	0.032	○
173	スピロジクロフェン	0.34	1	
174	スピロテトラマト	3.1	2.4	○
175	スピロメシフェン	0.58	0.092	○
176	スルホキサフロル	1.1	0.3	○
177	セトキシジム	2.3	72	
178	ソルピタン脂肪酸エステル	未審議	0.14	水産指針値のみ
179	ターバシル	未審議	0.6	水産指針値のみ
180	ダイアジノン	0.02	0.00077	○
181	ダイファシン系	未審議	1.7	水産指針値のみ
182	ダイムロン	7.9	0.42	○
183	タウフルバリネート又はフルバリネート	0.1	0.0018	○
184	ダゾメット	0.1	6.1	
185	チアクロプリド	0.31	0.036	○
186	チアジニル	1	1.6	
187	チアメキサム	0.47	0.035	○
188	チウラム又はチラム	0.2	0.1	○
189	チエンカルバゾンメチル	29	10.4	○
190	チオジカルブ	0.8	0.027	○
191	チオシクラムシュウ酸塩又はチオシクラム	未審議	0.019	水産指針値のみ
192	チオファネートメチル	3	1	○

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(6/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/l)	(mg/l)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
193	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	0.2	0.026	○
194	チフェンスルフロンメチル	0.25	64	
195	チフルザミド	0.37	1.4	
196	デシラルコール	設定不要	1.4	水産指針値のみ
197	デスメディファム	0.85	0.34	○
198	テトラコナゾール	0.1	2.8	
199	テトラジホン	0.34	0.06	○
200	テトラニプロロール	23	0.17	○
201	テニルクロール	未審議	0.17	水産指針値のみ
202	テブコナゾール	0.77	2.6	
203	テブチウロン	1	1	
204	テブフェナジド	0.42	0.83	
205	テブフェンピラド	0.21	0.018	○
206	テブフロキン	1	0.76	○
207	テブラロキシジム	1	95	
208	テフリルトリオン	0.02	53	
209	テフルトリン	未審議	0.000064	水産指針値のみ
210	テフルベンズロン	0.26	0.0037	○
211	トブラメゾン	0.07	95	
212	トラロメリン	0.19	0.000063	○
213	トリアジフラム	0.23	2.5	
214	トリアファモン	0.5	35	
215	トリクロピルトリエチルアンモニウム	0.06	86	
216	トリクロピルプトキシエチル	0.06	0.9	
217	トリクロルホン又はDEP	0.05	0.0011	○
218	トリンクラゾール	1	21	
219	トリコナゾール	1	7.5	
220	トリネキサバクエチル	0.15	57	
221	トリフルミゾール	0.39	0.86	
222	トリフルメゾピリム	0.85	2.5	
223	トリフルラリン	0.63	0.24	○
224	トリフロキシストロビン	1	0.015	○
225	トリフロキシスルフロンナトリウム塩	6.8	0.28	○
226	トリホリン	0.61	9.1	
227	トルクロホスメチル	1.7	0.93	○
228	トルピラレート	0.0085	22	
229	トルフェンピラド	0.14	0.00099	○
230	トルプロカルブ	5.3	18	
231	ナプロパミド	2.9	6.8	
232	ニコスルフロン	未審議	98	水産指針値のみ
233	ニテンピラム	14	0.11	○
234	ノバルロン	0.29	0.00017	○

「農業の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(7/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
235	バクロブトラゾール	0.53	25	
236	発芽スイートルーピン抽出たんぱく質	未審議	20	水産指針値のみ
237	パラコートジクロリド又はパラコート	0.16	2.4	
238	バリダマイシンA又はバリダマイシン	9.5	100	
239	ハロスルフロメチル	2.6	0.05	○
240	ピカルブトラゾクス	0.61	0.34	○
241	ピコキシストロビン	1.2	0.022	○
242	ビジフルメトフェン	2.6	0.33	○
243	ビスピリバックナトリウム塩	未審議	12	水産指針値のみ
244	ピフェナゼート	0.26	0.46	
245	ピフェントリン	0.26	0.000058	○
246	ピフルブミド	0.19	0.16	○
247	ヒメキサゾール又は ヒドロキシイソキサゾール	1	28	
248	ピメロジン	0.34	93	
249	ピラクロストロビン	0.9	0.006	○
250	ピラクロニル	0.11	0.038	○
251	ピラジフルミド	0.55	1.6	
252	ピラゾキシフェン	未審議	0.89	水産指針値のみ
253	ピラゾスルフロエチル	0.2	0.0087	○
254	ピラゾリネート又はピラゾレート	未審議	0.53	水産指針値のみ
255	ピラフルフェンエチル	4.5	0.0082	○
256	ピリオフェン	2.4	1.3	○
257	ピリダクロメチル	2	0.5	○
258	ピリダベン	0.1	0.00051	○
259	ピリダリル	0.74	0.0038	○
260	ピリフタリド	0.14	0.33	
261	ピリブチカルブ	0.23	0.1	○
262	ピリフルキナズン	0.1	0.0027	○
263	ピリプロキシフェン	2.6	0.075	○
264	ピリベンカルブ	1	0.6	○
265	ピリミジフェン	0.039	0.0021	○
266	ピリミスルファン	9.3	0.2	○
267	ピリミノバックメチル	0.5	59	
268	ピリミホスメチル	未審議	0.00031	水産指針値のみ
269	ピレトリン	未審議	0.014	水産指針値のみ
270	ピロキサスルホン	0.5	0.0074	○
271	ピロキロン	0.5	33	
272	ファミキサド	0.15	0.012	○
273	フィプロニル	0.005	0.00024	○
274	フェナリモル	0.1	6	
275	フェントロチオン又はMEP	0.13	0.014	○

「農業の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(8/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
276	フェノキサスルホン	4.5	0.0093	○
277	フェノキサニル	0.18	6	
278	フェノチオカルブ	0.39	0.09	○
279	フェノブカルブ又はBPMC	0.34	0.019	○
280	フェリムゾン	0.5	6.2	
281	フェンアミドン	0.74	0.073	○
282	フェンキトリオン	0.042	13	
283	フェンチオン又はMPP	未審議	0.00087	水産指針値のみ
284	フェントエート又はPAP	0.077	0.00077	○
285	フェントラザミド	0.13	0.06	○
286	フェンバレレート	未審議	0.00042	水産指針値のみ
287	フェンピラザミン	3.1	5.5	
288	フェンピロキシメート	0.25	0.0032	○
289	フェンブコナゾール	0.79	2.2	
290	フェンプロパトリン	0.71	0.015	○
291	フェンヘキサミド	4.5	1.2	○
292	フェンメディファム	1.2	0.029	○
293	フサライド	未審議	0.87	水産指針値のみ
294	ブタクロール	0.2	0.031	○
295	ブタミホス	0.2	0.62	
296	ブトルアリン	0.26	0.11	○
297	ブプロフェジン	0.23	0.8	
298	ブラザスルフロ	0.34	0.17	○
299	ブラメトピル	0.1	1.4	
300	フルアクリピリム	1.5	0.17	○
301	フルアジナム	0.2	0.093	○
302	フルアジホップブチル又は フルアジホップ及び フルアジホップPブチル又は フルアジホップP ※「フルアジホップブチル(又はフルアジホップ、以下同様)及びフル アジホップPブチル(又はフルアジホップP、以下同様)」に関しては、 水濁基準値は「フルアジホップPブチル」のみ設定されているが、フル アジホップブチルは2016年10月28日に国内の農薬登録が失効してい る。	0.11	0.82	
303	フルエンズルホン	0.37	0.43	
304	フルオキサストロビン	0.39	0.47	
305	フルオピコリド	2.1	1.3	○
306	フルオピラム	0.31	6.5	
307	フルオルイミド	2.4	3.2	
308	フルキサピロキサド	0.55	0.29	○
309	フルキサメタミド	0.22	0.039	○
310	フルジオキシニル	8.7	0.77	○
311	フルシトリネート	未審議	0.000055	水産指針値のみ

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(9/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/l)	(mg/l)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
312	フルスルファミド	未審議	0.29	水産指針値のみ
313	フルセトスルフロソ	1	79	
314	フルチアセツメチル	0.02	0.075	
315	フルチアニル	63	0.85	○
316	フルトラニル	2.3	3.1	
317	フルピラジフロソ	0.82	0.061	○
318	フルピリミン	0.29	0.099	○
319	フルフェナセツ	0.29	1.3	
320	フルフェノクスロソ	0.98	0.00017	○
321	フルプロパネツナトリウム塩又はテトラピオン	0.1	35	
322	フルベンジアミド	0.45	0.058	○
323	フルボキサム	0.21	2.3	
324	フルミオキサジン	0.47	0.0055	○
325	フルルプリミドール	0.39	11	
326	ブレチラクロー	0.47	0.029	○
327	ブロクロラズ	1	3.1	
328	プロジアミン	1.7	0.0046	○
329	プロシミドン	0.93	4.2	
330	プロスルホカルブ	0.5	0.49	○
331	プロチオコナゾール	0.29	1.2	
332	プロチオホス	0.071	0.002	○
333	フロニカミド	1.9	98	
334	プロパニル	0.42	0.49	
335	プロバモカルブ塩酸塩	7.7	100	
336	プロパルギツ又はBPPS	0.26	0.013	○
337	プロピコナゾール	0.5	5.6	
338	プロピザミド	0.5	4.7	
339	プロヒドロジャソモン	3.7	2	○
340	プロピネブ	未審議	0.21	水産指針値のみ
341	プロピリスルフロソ	0.29	0.11	○
342	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	未審議	0.4	水産指針値のみ
343	プロフェノホス	0.01	0.00077	○
344	プロフランリド	0.45	0.00016	○
345	プロヘキサジオンカルシウム塩	5.3	93	
346	プロベナゾール	0.2	2.7	
347	プロマシル	0.5	0.27	○
348	プロメトキン	0.2	0.00057	○
349	プロメトリソ	0.7	0.35	○
350	プロモブチド	1	4.8	
351	フロラスラム	1.3	0.094	○
352	フロルピラウキシフェンベンジル	210	0.041	○

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(10/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/l)	(mg/l)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
353	ヘキサコナゾール	0.12	2.9	
354	ヘキサジンソ	1.3	0.41	○
355	ヘキシチアゾクス	0.74	0.36	○
356	ベノキススラム	1.3	2.3	
357	ベノミル	0.2	0.35	
358	ベラルゴン酸及びベラルゴン酸カリウム塩	設定不要	46	水産指針値のみ
359	ペルメトリソ	1	0.0017	○
360	ベンシクロソ	1.4	1	○
361	ベンジルアデニン又はベンジリアミノプリン	1.6	19	
362	ベンズピリモキサソ	0.69	2.2	
363	ベンスルタツプ	0.42	0.2	○
364	ベンスルフロソメチル	5	0.56	○
365	ベンゾピシクロソ	0.9	0.34	○
366	ベンゾフェナツプ	0.053	0.37	
367	ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン	2.3	88	
368	ベンチアバリアルブイソプロピル	1.8	8.7	
369	ベンチオピラド	2	0.56	○
370	ベンディメタリン	3.1	0.14	○
371	ベントキサゾン	6.1	0.0079	○
372	ベンフラカルブ	未審議	0.0099	水産指針値のみ
373	ベンフルフェソ	0.53	0.1	○
374	ベンフルラリン又はベスロジン	0.1	0.029	○
375	ベンプレセツ	0.69	21	
376	ホサロソ	0.05	0.00073	○
377	ボスカリド	1.1	5	
378	ホスチアゼツ	0.05	0.23	
379	ホセチルアルミニウム又はホセチル	23	28	
380	ホラムスルフロソ	13	97	
381	ポリオキシソ複合体	66	0.4	○
382	ポリオキシソD亜鉛塩	190	4	○
383	ホルペツ	2.6	0.014	○
384	マラチオン又はマラソソ	7.7	0.003	○
385	マレイソ酸ヒドレンジカリウム	未審議	27	水産指針値のみ
386	マンジプロバミド	1	6.8	
387	マンゼブ	未審議	0.12	水産指針値のみ
388	マンデストロピン	5	1.2	○
389	マンネブ	未審議	0.18	水産指針値のみ
390	マイクロブタニル	0.63	9.7	
391	ミルベメクチソ	0.7	0.01	○

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(11/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
392	メコプロップカリウム塩又は MCPPカリウム塩、 メコプロップジメチルアミン塩又は MCPPジメチルアミン塩、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及び メコプロップPカリウム塩	0.47	81	
393	メソトリオン	0.07	43	
394	メソミル	未審議	0.015	水産指針値のみ
395	メタアルデヒド	0.58	70	
396	メタゾスルフロ	0.71	0.3	○
397	メタフルミゾン	3.1	0.058	○
398	メタミトロン	未審議	6.6	水産指針値のみ
399	メタミホップ	0.11	0.28	
400	メタムアンモニウム塩(カーバム)及び メタムナトリウム塩(カーバムナトリウム塩)	0.1	0.2	
401	メタラキシル又はメタラキシルM	0.58	95	
402	メチオゾリン	1.8	1.9	
403	メチダチオン又はDMTP	未審議	0.0011	水産指針値のみ
404	メチルイソチオシアネート	0.1	0.055	○
405	メチルテトラプロール	66	0.15	○
406	メキシフェノジド	2.6	3.7	
407	メコナゾール	0.5	2.1	
408	メスルフロメチル	未審議	8.7	水産指針値のみ
409	メプロムロン	0.12	0.31	
410	メミノストロビン	0.42	4.8	
411	メラクロール及びS-メラクロール	2.5	0.23	○
412	メトリブジン	未審議	0.23	水産指針値のみ
413	メバニピリム	1.9	0.88	○
414	メビコートクロリド	7.9	67	
415	メフェナセツト	0.1	0.32	
416	メフェントリフルコナゾール	0.93	0.53	○
417	メプロニル	1	4.2	
418	モリネート	0.055	5	
419	ヨウ化メチル	0.1	未審議	水濁指針値のみ
420	ヨードスルフロメチルナトリウム塩	未審議	0.61	水産指針値のみ
421	ランコトリオンナトリウム塩	0.02	100	
422	リニュロン	未審議	0.35	水産指針値のみ
423	リムスルフロ	未審議	9.8	水産指針値のみ
424	リン化亜鉛	未審議	0.014	水産指針値のみ
425	ルフェヌロン	0.37	0.00041	○
426	レナシル	未審議	0.15	水産指針値のみ
427	レビメクテン	0.53	0.00063	○

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】  
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(12/13ページ)

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
428	塩基性塩化銅 塩基性硫酸銅 水酸化第二銅 無水硫酸銅 硫酸銅五水和物	未審議	0.0038	水産指針値のみ
429	塩素酸塩	未審議	79	水産指針値のみ
430	酸化フェンブタズ	未審議	0.002	水産指針値のみ
431	石灰硫黄合剤	未審議	2.4	水産指針値のみ

**「農薬の水質環境基準等について」参考資料集 【参考資料①】**  
**ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(13/13ページ)**

(注)・令和7年3月31日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)  
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、  
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。	水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備 考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名			

**指針値について**

①水濁指針値

別表(※)に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。  
 また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値(☆)が設定されているものについては、その値の10倍値を水濁指針値とする。

②水産指針値

水産基準値(★)が設定されている農薬について、その値の10倍値を水産指針値とする。

※別表が掲載されているウェブサイト(環境省)

[https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf\\_guideline.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_guideline.html)

☆水濁基準値

[https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijun/kijun.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)

★水産基準値

<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

(別添)

水域の生活環境動植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農業一覧

農業によっては、人畜に被害が生じるおそれがない排水水であっても、水域の生活環境動植物に被害が発生するおそれがあるものがあることから、特に水域の生活環境動植物被害の未然防止を図るため、ゴルフ場での使用が想定される農業(芝、樹木、花き)に適用のあるものについて、水質調査において注意を要する農業として、

- (1) 水産指針値が水濁指針値よりも小さいもの
- (2) 水濁指針値が未設定のもの(これまでの水質調査において知見の少ないもの)
- (3) 近年(H22～29年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過するもの

を農業一覧として整理した。

この中でも、水産基準値が環境中予測濃度(水産PEC)と近接していることから指針値を超過しやすかったり、近年の調査で超過事例が見られるものには網掛けをしているので、これらの農業を使用する際には十分注意するとともに、排水水中の当該濃度の把握に十分努められたい。また、水濁基準値、水産基準値の設定審議が終了しておらず、水濁指針値、水産指針値が設定されていない農業を使用する場合であっても、ゴルフ場外へ農業が流出しないよう十分注意するとともに、実態把握に努められたい。

(1) 水産指針値が水濁指針値よりも小さい農業

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基準値とPECが 近接(10倍以内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
1 アクリナトリン	殺虫剤	0.052	420			○	アーデント水和剤(花き)	◎	◎
2 アセキノシル	殺ダニ剤	3.9	580			○	カネマイトフロアブル(花き)		
3 アセタミプリド	殺虫剤	25	1,800	○	○	○	イマーゼ液剤(花き)、モスピランワン粒剤(花き)、モスピラン・トップジンMSスプレー(花き)、チオファネートメチルとの混合剤)、モストツジンRSスプレー(花き)、フェンプロパトリンとチオファネートメチルの混合剤)、GFモストツジンRSスプレー(花き)、フェンプロパトリンとチオファネートメチルの混合剤)、イールダー-SG(芝)、シネレート水溶液(芝)、ジェイエース水溶液(芝)、モスピラン水溶液(樹木、花き)、マツグリーン液剤(樹木)、ダイリーグ粒剤(樹木、花き)、マイテミススプレー(花き)、ベンチオピラドとの混合剤)、レインボーフラワーEX(花き、複合肥料)、カダン殺虫肥料(花き(容器栽培)、複合肥料)	◎	
4 アゾキシストロビン	殺菌剤	280	4,700	○		○	ヘリテージ顆粒水和剤(芝)、シマンバフロアブル(芝、シプロコナゾールとの混合剤)、ダイフフロアブル(芝、ジフェノコナゾールとの混合剤)、ユニフォーム粒剤(花き)、メタラキシルMとの混合剤)、アミスター-20フロアブル(花き)	◎	
5 アバメクテン	殺虫剤	0.37	15			○	アグリメック(花き)、エイビッド(花き)		
6 アミスルブロム	殺菌剤	36	2,000	○		○	ベスグリーンDF(芝)、オラルク顆粒水和剤(花き(ポット・プランター等の容器栽培))		
7 アメトトラジン	殺菌剤	64	71,000	○			ザンプロターフ(芝)		
8 アラクロール	除草剤	47	200	○			ハブーン乳剤(芝)		
9 イソキサチオン	殺虫剤	0.20	50	○	○	○	カルホス乳剤(芝、樹木、花き)、グリーンカルホス乳剤(芝)	◎	◎
10 イソプロカルブ又はMIPC	殺虫剤	24.00	100	○			みみんず水和剤(芝)		
11 イプロジオン	殺菌剤	1,800	3,000	○		○	ロブラール水和剤(芝、花き)、ブルーデンス水和剤(芝、ホセチルとの混合剤)、ロブグラン水和剤(芝、トルクロホスメールとの混合剤)、ロブドール水和剤(芝、有機銅との混合剤)、ユキスター水和剤(芝、テブコナゾールとの混合剤)、バチバスター(芝、イミダクジン酢酸塩との混合剤)、インターフェースフロアブル(芝、トリアキシストロビンとの混合剤)		
12 イミダクロプリド	殺虫剤	19	1,500	○	○	○	ブルースカイAL(花き)、アースガーデンC(花き)、アドマイヤーフロアブル(花き)、ブルースカイ粒剤(花き)、タフバリア水和剤(芝)、タフスライガーフロアブル(芝)、フルペンジファミドとの混合剤)、タフバリアDXフロアブル(芝)、アドマイヤー1粒剤(樹木、花き)	◎	
13 イミノクタジアンベル酸塩	殺菌剤	27	60	○	○		ベルコート水和剤(樹木)、ポディーロー(芝、ポリオキシンの混合剤)		
14 イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	27	60	○	○	○	ポリベリン水和剤(樹木、花き、ポリオキシンの混合剤)、ミステラ水和剤(芝、チウラムとの混合剤)、カシマン液剤(芝)、モノクタジンフロアブル(芝、メプロニルとの混合剤)、ペフラン液剤25(花き)、カシマン液剤(芝)	◎	◎

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基準値とPECが 近接(10倍以内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
15 イミベコナゾール	殺菌剤	180	260	○	○	○	マネージ乳剤(芝、樹木、花き)、ツインサイドDF(芝)、ホクコーオールドランMP(樹木、花き、アセフェート・ベルメリンとの混合剤)、ムシキントール(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)		
16 インダノファン	除草剤	29	93	○			トレビエース水和剤(芝)	◎	
17 インビルフルキサム	殺菌剤	150	1,000			○	カナメフロアブル(花き)	◎	
18 エトキサゾール	殺虫剤	15	1,000			○	パロクフロアブル(樹木、花き)、ピルク水和剤(花き、フェンプロパトリンとの混合剤)		
19 エトフェンブロックス	殺虫剤	6.7	820	○	○	○	サニーフィールド乳剤(芝、樹木)、サニーフィールドMC(芝)、アースガーデンT(樹木、花き)、トレボン乳剤(樹木、花き)、サンヨール・トレボンスプレー(樹木、花き、DBEDCとの混合剤)		
20 オキサジアルギル	除草剤	73	200	○			サブライズフロアブル(芝、オキサジクロメホンの混合剤)、フェナックスフロアブル(芝)	◎	
21 オキシニル又は有機銅	殺菌剤	18	200	○	○	○	オキシラン水和剤(芝、キャプタンの混合剤)、グリーンオキシラン水和剤(芝、キャプタンの混合剤)、オキシンドー水和剤80(芝、花き)、キンドー水和剤40(芝、樹木、花き)、ドウグリン水和剤(芝、樹木)、ロブドール水和剤(芝、イプロジオンとの混合剤)、ドーマイン水和剤(花き、ストレプトマイシンとの混合剤)	◎	◎
22 カズサホス	殺虫剤	2.5	6.6			○	ラグビーMC粒剤(花き)		
23 カフェントロール	除草剤	20	70	○			ハイメドウ水和剤(芝)、サンシールド水和剤(芝、ハロスルフロメチルとの混合剤)、ウェーブル顆粒水和剤(芝、レナシルとの混合剤)、ラボストフロアブル(芝)		
24 カルフェントラゾンエチル	除草剤	130	700	○			タスク39DF(芝)	◎	
25 キャプタン	殺菌剤	26	2,000	○	○	○	オアソサイド水和剤80(芝、樹木、花き)、オキシラン水和剤(芝、有機銅との混合剤)		
26 クレソキムメチル	殺菌剤	160	9,500	○	○	○	ターフトップDF(芝)、ストロビーフロアブル(花き)、ストロビードライフロアブル(樹木)		
27 クロチアニジン	殺虫剤	28	2,500	○	○	○	フルスウィング(芝)、ベニカマツケア(樹木)、ベニカ液剤(樹木、花き)、ベニカ水溶液(樹木、花き)、ベニカ粒剤(樹木、花き)、カガラムシエアゾール(樹木、花き、フェンプロパトリンとの混合剤)、ベニカケムシエアゾール(樹木、花き、フェンプロパトリンとの混合剤)、ベニカXファインスプレー(樹木、花き、フェンプロパトリン・メバニドリンとの混合剤)、ダントツ水溶液(樹木、花き)、モリエートSC(樹木)、オールドランDX粒剤(花き)、アセフェートとの混合剤)、ベニカXジェルスプレー(花き)、ガーデンアシストVスプレー(花き)	◎	
28 クロマフェノジド	殺虫剤	970	7,100			○	マトリックフロアブル(樹木、花き)		
29 クロラントラニプロロール	殺虫剤	29	6,900	○	○		アセルプリン(芝、樹木)	◎	
30 クロロロムエチル	除草剤	37	2,000	○			アトラクティブ(芝)		
31 クロルピリホス	殺虫剤	0.46	20			○	ダーズバン粒剤(樹木)	◎	◎
32 クロルフェナビル	殺虫剤	7.0	690			○	コテツフロアブル(樹木、花き)		
33 クロルフルアズロン	殺虫剤	0.29	870	○		○	アタプロン乳剤(花き)、ナイスイグレスC(芝)	◎	◎
34 クロロタロニル又はTPN	殺菌剤	80	400	○	○	○	ダコニール1000(芝、花き)、ダコグリーン(芝、チウラムとの混合剤)、カダンD(樹木、花き、アレスリンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)		
35 シアゾファミド	殺菌剤	88	4,500	○			ランマンPフロアブル(芝)、グリーンワークWSP(芝、ポリオキシンの混合剤)		

一般名	用途	水産指針値 ( $\mu\text{g/L}$ )	水濁指針値 ( $\mu\text{g/L}$ )	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
36 シアントラニリプロール	殺虫剤	18	250	○	○		メインスプリングフロア顆粒水和剤(花き(容器栽培)、ビートルシとの混合剤)、エスベランサ(芝、樹木)、プレイクソット(芝、樹木)、ツインアタック顆粒水和剤(芝、チアマトキサムとの混合剤)	◎	
37 ジェトフェンカルブ	殺菌剤	9,800	11,000		○	○	ゲッター水和剤(樹木、花き、チオファネートメチルとの混合剤)		
38 シエノピラフェン	殺虫剤	2.9	1,000			○	スターマイトフロアブル(花き)		
39 シクロスルファミロン	除草剤	35	800	○			ダブルアップDG(芝)	◎	
40 ジノテフラン	殺虫剤	120	5,800		○	○	スタークル粒剤(樹木、花き)、アルバリン粒剤(樹木、花き)、オールドスターズフレ液剤(樹木、花き)、スタークル顆粒水溶性樹木、花き)、アルバリン顆粒水溶性(花き)、アクトム顆粒水溶性(花き)、ハイボネックス原液殺虫剤入り(花き、複合肥料)、ハイボネックス原液プラス殺虫剤(花き、複合肥料)、スターガード粒剤(花き)、スターガードプラスAL(樹木、花き、ベンチオビラドとの混合剤)		
41 ジフルベンズロン	殺虫剤	4.3	500		○		デミリン水和剤(樹木)		
42 シフルメトフェン	殺ダニ剤	63	2,400			○	ダニサラハフロアブル(花き)		
43 ジフルメトリム	殺菌剤	35	37		○	○	ビリカット乳剤(樹木、花き)		
44 シラフルオフェン	殺虫剤	0.67	2,900	○			シラトップEW(芝)	◎	◎
45 スピノサド	殺虫剤	32	630	○		○	スピノエース顆粒水和剤(花き)、カリプスター(芝)	◎	
46 スピロメシフェン	殺虫剤	92	580			○	ダニゲッターフロアブル(花き)		
47 ダイアジノン	殺虫剤	0.77	50	○	○	○	ダイアジノン乳剤40(芝)、ダイアジノン水和剤34等(樹木)、オンダイアエース粒剤(樹木、花き)、ペンツァカルブとの混合剤)、ダイアジンスLフル(芝、樹木)、ランダイヤ粒剤(芝、メソミルとの混合剤)	◎	◎
48 タウフルバリネット又はフルバリネット	殺虫剤	1.8	100		○	○	マブリック水和剤(樹木、花き)、マブリックジェット(花き)		
49 チアクロプリド	殺虫剤	36	310			○	エコワンフロアブル(樹木)、エコファイターフロアブル(樹木)、エコワン3フロアブル(樹木)	◎	
50 チアマトキサム	殺虫剤	35	470	○	○	○	アクトラAL(花き)、カダンスプレーEX(花き)、アクトラ粒剤5(花き)、ビートルコップ顆粒水和剤(芝)、ツインアタック顆粒水和剤(芝、シアントラニリプロールとの混合剤)、ガーデーAL(樹木、花き、エマメクチン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、カダンプラスDX(樹木、エマメクチン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、花華やか顆粒水溶性(樹木、花き、エマメクチン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、アトラック液剤(樹木)、アクトラ顆粒水溶性(樹木、花き)、キーレイヤー(花き(ポット・プランター等の容器栽培)、複合肥料)、花色彩(花き(ポット・プランター等の容器栽培)、複合肥料)	◎	
51 チウラム又はチラム	殺菌剤	100	200	○	○	○	アンレス(樹木)、ダコグリーン(芝、TPNとの混合剤)、ホーマー水和剤(芝、樹木、花き、チオファネートメチルとの混合剤)、ミスラ水和剤(芝、イミダクタン酢酸塩との混合剤)、ティービック水和剤(花き)、ベンシクロンとの混合剤)、ペンレートT水和剤20(芝、花き、ペノミルとの混合剤)		
52 チオジカルブ	殺虫剤	27	800	○	○	○	ラービンバイト2(花き)、ラービン水和剤75(花き)、リラクDF(芝、樹木)		
53 チオファネートメチル	殺菌剤	1,000	3,000	○	○	○	トップジンM水和剤(樹木、花き)、ラビライト水和剤(花き、マンネフとの混合剤)、ホーマー水和剤(芝、樹木、花き、チウラムとの混合剤)、アタキシン水和剤(花き、チオファネートメチルとの混合剤)、スミトップM粉剤(樹木)、ゲッター水和剤(樹木、花き)、ジェトフェンカルブとの混合剤)、ワンオン水和剤(芝、バダマジンとの混合剤)、グラコロン水和剤(芝、ホセチルとの混合剤)、カダンSP II(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)、モスピラン・トップジンMSプレー(花き、アセタミプリドとの混合剤)、モストップジンRSプレー(花き、アセタミプリド・フェンプロパトリンとの混合剤)	◎	
54 テトラジホン	殺ダニ剤	60	340		○	○	テデオ水和剤(樹木、花き)、テデオ乳剤(樹木、花き)		

一般名	用途	水産指針値 ( $\mu\text{g/L}$ )	水濁指針値 ( $\mu\text{g/L}$ )	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
55 テトラニリプロール	殺虫剤	170	23,000		○	○	ヨールフロアブル(樹木、花き)		
56 テフベンピラド	殺ダニ剤	18	210			○	ピラニカEW(花き)		
57 テフルベンズロン	殺虫剤	3.7	260	○		○	シヨットイン乳剤(芝)、ノーモルト乳剤(花き)		
58 トリクロルホン又はDEP	殺虫剤	1.1	50	○	○	○	ディベテックス乳剤(芝、樹木、花き)	◎	◎
59 トラロメリン	殺虫剤	0.063	190	○	○	○	スカウト乳剤(芝、樹木、花き)、スカウトフロアブル(芝、樹木、花き)		
60 トリフルラリン	除草剤	240	630	○			ノーアム粒剤(芝、ベスロジンとの混合剤)		
61 トリフロキシストロビン	殺菌剤	15	1,000	○			インターフェースフロアブル(芝、イプロジオンとの混合剤)、デディケートフロアブル(芝、テブコナゾールとの混合剤)		
62 トルフェンピラド	殺虫剤	0.99	140			○	ハチハチフロアブル(花き)、ハチハチ乳剤(花き)、アクセルキングフロアブル(花き、メタフミソンの混合剤)	◎	◎
63 ニテンピラム	殺虫剤	110	14,000			○	ベストガード粒剤(花き)ベストガード水溶性(花き)	◎	
64 ノバルロン	殺虫剤	0.17	290			○	カウンター乳剤(花き)		
65 ハロスルフロメチル	除草剤	50	2,600	○			インブールDF(芝)、グラトップDF(芝、プロジアミンとの混合剤)	◎	
66 ビフェントリン	殺虫剤	0.058	260	○	○	○	バンチシヨットフロアブル(芝、樹木)、テルスター水和剤(芝、樹木、花き)、アタックワンAL(樹木、花き、ミクロブタニルとの混合剤)、テルスタージェット(花き)	◎	◎
67 ビラフルフェンエチル	除草剤	8.2	4,500	○			芝用エコバートFL(芝)		
68 ビリダベン	殺虫剤	0.51	100			○	サンマイトフロアブル(花き)	◎	◎
69 ビリダリル	殺虫剤	3.8	740	○		○	シバマル(芝)、プレオフロアブル(花き)、マザック乳剤(花き)		
70 ビリブチカルブ	除草剤	100	230	○			エイゲン粒剤(芝)		
74 ビリフルキナゾン	殺虫剤	2.7	100			○	コルト顆粒水和剤(花き)		
72 ビリプロキシフェン	殺虫剤	75	2,600			○	ラーノ乳剤(花き(施設栽培))		
73 ビリベンカルブ	殺菌剤	600	1,000	○			ファンターフ顆粒水和剤(芝)		
74 ビリミジフェン	殺虫剤	2.1	39			○	マイトクリーン(花き)		
75 ビロキサスルホン	除草剤	7.4	500	○			ソリスト顆粒水和剤(芝)		
76 フィプロコル	殺虫剤	0.24	5.0	○		○	プリンスフロアブル(花き)、プリンス粒剤(花き)、トップチョイスフロアブル(芝)	◎	◎
77 フェンブカルブ又はBPMC	殺虫剤	19	340	○			ミダス(芝)、アストロ乳剤(芝)、シバラックMC(芝、MEPとの混合剤)	◎	◎
78 フェンピロキシメート	殺虫剤	3.2	250			○	ダブルフェースフロアブル(花き)、ビフルミドとの混合剤)、ダエロン(花き)、アブロードエースフロアブル(花き、プロフェジンとの混合剤)		
79 フラザスルフロ	除草剤	170	300	○	○		シバゲン水和剤(芝)、カタナ水和剤(樹木)		
80 フルアジナム	殺虫剤・殺菌剤	93	200			○	フロンサイド水和剤(花き)		
81 フルミオキサジン	除草剤	5.5	470	○	○		ダイロードWDG(樹木)、ウインターパワー(芝)		
82 フルキサピロキサド	殺菌剤	290	550	○			セルカディスフロアブル(芝)		
83 フルキサタミド	殺虫剤	39	220			○	グレーシア乳剤(花き)		
84 フルジオキシニル	殺菌剤	770	8,700	○		○	メダリオン水和剤(芝)、セイビアフロアブル20(花き)		
85 フルチアニル	殺菌剤	850	63,000			○	ガッテン乳剤(樹木、花き)		

	一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き			
86	フルフェノクスロン	殺虫剤	0.17	980			○	カスケード乳剤(花き)	◎	◎
87	フルベンジアミド	殺虫剤	58	450	○	○	○	スティンガーフロアブル(芝、樹木)、フェニックス顆粒水和剤(花き)、フェニックスフロアブル(樹木)		
88	プロジアミン	除草剤	4.6	1,700	○			グラトップ(芝、ハロスルフロメチルとの混合剤)、クサブロック(芝)、バリケードフロアブル(芝)		
89	プロチオホス	殺虫剤	2.0	71	○	○	○	トクチオン乳剤(芝、樹木、花き)、トクチオン細粒剤F(芝、樹木、花き)	◎	◎
90	プロフェノホス	殺虫剤	0.77	10			○	エンセダン乳剤(花き)		
91	ヘキシチアオクス	殺ダニ剤	360	740			○	ニツラン水和剤(花き)		
92	ベルメトリン	殺虫剤	1.7	1,000	○	○	○	アディオン乳剤(樹木、花き)、園芸用キンチョールS(花き、トリフルレンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、TPNとの混合剤)、エンバーMC(芝)、カダンSP II(樹木、花き、チオファネートメチルとの混合剤)、ムシキントール(花き)、イミベンコナゾールとの混合剤、オルトランMP(樹木、花き、アセフェート、イミベンコナゾールとの混合剤)、ベニカX乳剤(樹木、花き、ミクロプロタニルとの混合剤)、ガーデンガードAL(樹木、花き、テトラコナゾールとの混合剤)、ベニカDX等(樹木、花き、フプロフェンジン・ミクロプロタニルとの混合剤)	◎	◎
93	ペンシクロン	殺菌剤	1,000	1,400	○		○	セレンターフ粒剤(芝)、タフシーバフロアブル(芝、テブコナゾールとの混合剤)、ティービック水和剤(花き)		
94	ベンチオピラド	殺菌剤	560	2,000	○	○	○	ガイア顆粒水和剤(芝)、ユニゾン水和剤(芝、マンゼブとの混合剤)、スターガードプラスAL(樹木、花き、ジノテラランとの混合剤)、マイテミスプレー(花き、アセタミプリドとの混合剤)、アフエツフロアブル(花き)		
95	ベンディメタリン	除草剤	140	3,100	○			ウェイアップフロアブル(芝)、グリーンケアG顆粒水和剤(芝)、フレム550粒剤(芝、複合肥料)、ウェイアップクアキヤップ(芝)、オフIIフロアブル(芝、イマザキンとの混合剤)、クサトレビアン(芝、複合肥料)		
96	ペンフルフェン	殺菌剤	100	530	○			オブテインフロアブル(芝)		
97	ペンフルラリン又はベスロジン	除草剤	29	100	○			バナフィン粒剤2.5(芝)、ノーモアM粒剤(芝、トリフルラリンとの混合剤)、ピバテル粒剤(芝、オリザリンとの混合剤)		
98	マラチオン又はマラソン	殺虫剤	3.0	7,700			○	マラソン乳剤(花き)	◎	◎
99	マンデストロピン	殺菌剤	1,200	5,000	○			シバコン(芝)		
100	ミルベメクテン	殺虫剤	10	700		○	○	マツガード(樹木)、ダニボーイ(花き)、コロマト乳剤(花き)、ダニダウン水和剤(花き)		
101	メタフルミゾン	殺虫剤	58	3,100		○	○	アクセルフロアブル(樹木、花き)、アクセルキングフロアブル(花き、トルフェンピラドとの混合剤)		
102	メテルイソチオシアネート	殺線虫・殺菌剤	55	100			○	トラベックスサイド油剤(花き)		
103	メラクロール	除草剤	230	2,500	○			デュアル乳剤(芝)		
104	メニビリム	殺菌剤	880	1,900		○	○	フルピカフロアブル(樹木、花き)		
105	S-メトラクロール	除草剤	230	2,500	○			シバッチ乳剤(芝)		
106	レビメクテン	殺虫剤	0.63	530			○	アニキ乳剤(花き)		

注：指針値は基準値の10倍値である。

基準値は順次設定され、また、改正される場合があることから、環境省のホームページにより、随時確認が必要。

農業の登録内容は変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。

ここの水濁指針値には、指導指針における(別表)「水濁に係る暫定指導指針値」を含む。

## (2)水濁指針値が未設定の農薬(これまでの水質調査において知見の少ないもの)

	一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き			
1	DBEDC	殺虫殺菌剤	240	—	○	○	○	バンベルD液剤(芝)、サンヨール乳剤(芝、樹木、花き)、サンヨール液剤(樹木、花き)		
2	アイオキシニルオクタノエト又はアイオキシニル	除草剤	11	—	○			グロスコール乳剤(芝)		
3	アルラジン	除草剤	1,500	—	○			アルテミストフロアブル(芝)		
4	アラニカルブ	殺虫剤	18	—			○	オリオン水和剤40(花き)		
5	イマザキン	除草剤	96,000	—	○			オフIIフロアブル(芝、ベンディメタリンとの混合剤)		
6	イマズスルフロン	除草剤	6,900	—	○			シバタイト(芝)、ロンセイバー(芝)		
7	エテホン	植物成長調整剤	71,000	—	○		○	エスレ10(花き)、プロキシ液剤(芝)		
8	エマメクテン安息香酸塩	殺虫剤	0.96	—		○	○	アフーム乳剤(花き)、ショットワン液剤(樹木)、ガーディールAL(花き、樹木、チアトキサム・ジフェノコナゾールとの混合剤)、花華やか顆粒水溶剤(樹木、花き、チアトキサム・ジフェノコナゾールとの混合剤)、リハイブ(樹木)		
9	オリザリン	除草剤	750	—	○			サーフランSG(芝)、サーフランDF(芝)、サーフラン15 SC(芝)、ウィードロック(芝)		
10	塩基性塩化銅	殺菌剤	3.8	—			○	ドイツボルドーA(花き)、カスミボルドー(花き、カサガマインシとの混合物)	◎	◎
11	塩基性硫酸銅	殺菌剤	3.8	—		○	○	ICボルドー66D(樹木、花き)	◎	◎
12	オキスポコナゾールフル酸塩	殺菌剤	2,500	—	○			ベンコシャイン水和剤(芝、マンゼブとの混合物)		
13	オレイン酸ナトリウム	殺虫殺菌剤	23,000	—			○	オレート液剤(花き)		
14	カルタップ	殺虫剤	160	—			○	パダン水溶剤(花き)、パダンSG水溶剤(花き)	◎	
15	クロリダジン又はPAC	除草剤	21,000	—	○			レナバク水和剤(芝、PACとの混合剤)		
16	クロルピクリン	殺虫剤	0.78	—			○	カヤクローレルピクリン(花き)、ドロクローレル(花き)、ドジョウピクリン(花き)、クロピク80(花き)、クロルピクリン錠剤(花き)、クロピクテープ(花き)		
17	シアナミド	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	6,700	—		○		CX-10(樹木)	◎	
18	シアン酸ナトリウム	除草剤	21,000	—	○	○		シアノット(樹木、花き)		
19	ジウロン又はDCMU	除草剤	250	—	○			マスターー粒剤(樹木、シアナジン・DCBNの混合剤)		
20	ジクワットジプロミド又はジクワット	除草剤	130	—	○	○		ブリグロックSL(樹木、花き、バラコートとの混合剤)	◎	
21	シハロリン	殺虫剤	0.081	—	○	○		サイハロン水和剤(芝)、サイハロン乳剤(花き)	◎	◎
22	シフルトリン	殺虫剤	0.061	—		○	○	ヒットゴール液剤AL(樹木、花き、トリアジメホンの混合剤)、HJハイバースロイド液剤AL等(樹木、花き)、アースガーデンW(樹木、花き、ピレタノールとの混合剤)	◎	◎
23	ジメエート	殺虫剤	2,000	—		○		ジメエート粒剤(花き)		
24	ジラム	殺菌剤	9.6	—	○	○		コニファー水和剤(樹木)、モノクター水和剤(芝)	◎	◎
26	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	殺菌剤	4,100	—	○	○	○	アグリマイシン-100(芝、オキシテトラサイクリンとの混合剤)、アタキシン水和剤(花き、チオファネートメチルとの混合剤)、バクテサイ(樹木、オキシテトラサイクリンとの混合剤)、ドーマイシン水和剤(花き、有機銅との混合剤)		
27	セトキシジラム	除草剤	72,000	—		○	○	ナプリル(樹木、花き)		
28	チオシクラムシユウ酸塩又はチオシクラム	殺虫剤	19	—			○	エドセク水和剤(花き)	◎	
29	テブチウロン	除草剤	1,000	—		○		マスターー粒剤(樹木、DBNとの混合剤)、		
30	テラフェンピラド	殺ダニ剤	18	—		○	○	ピラニカEW等(樹木、花き)		

	一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝	樹木	花き	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き						
31	テフルトリン	殺虫剤	0.064	—		○							
32	トリフロキシスルフロ ナトリウム塩	除草剤	280	—	○								
33	バラコートジクロリド又は バラコート	除草剤	2,400	—		○	○						
34	ビスピリバックナトリウム塩	除草剤	12,000	—		○							
35	ピリホスメテル	殺虫剤	0.31	—		○	○				◎		
36	ビレトリン	殺虫剤	14	—			○	○					
37	フェナリモル	殺菌剤	6,000	—				○					
38	フェンチオン又はMPP	殺虫剤	0.87	—		○	○				◎	◎	
39	フェンバレート	殺虫剤	0.42	—			○				◎	◎	
40	フェンプロバトリン	殺虫剤	15	—			○	○					
41	プロクロラズ	殺菌剤	3,100	—				○					
42	プロピネブ	殺菌剤	210	—		○							
43	フロララム	除草剤	94	—		○							
44	ペンフラカルブ	殺虫剤	9.9	—			○	○			◎	◎	
45	ホスチアゼート	殺虫剤	230	—		○	○						
46	マンゼブ	殺菌剤	120	—		○	○				◎	◎	
47	マンネブ	殺菌剤	180	—			○	○			◎	◎	
48	メソミル	殺虫剤	15	—		○							
49	メチダチオン又はDMTP	殺虫剤	1.1	—		○	○				◎	◎	
50	メスルフロメテル	除草剤	8,700	—		○							
51	ヨードスルフロメテルナ トリウム塩	除草剤	610	—		○							
52	リムスルフロ	除草剤	9,800	—		○							
53	レナシル	除草剤	150	—		○							
54	酸化フェンブタズ	殺菌剤	2	—			○				◎	◎	

注：指針値は基準値の10倍値である。

基準値は順次設定され、また、改正される場合があることから、環境省のホームページにより、随時確認が必要。

農薬の登録内容の変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。

指導指針における(別表)「水濁に係る暫定指導指針値」が設定されている農薬は除く。

(3) 近年(H22~30年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過する農薬

	一般名 (超過検体数)	用途	水産指針値 (μg/L)	最高検出値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」は 花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き			
1	ダイアジノン (9) ※水濁の暫定指針値:50 μg/L	殺虫剤	0.77	10	○	○	○	ダイアジノン乳剤40(芝)、ダイアジノン水和剤34等(樹木、オンダイアエース乳剤(樹木、花き)、ペンフラカルブとの混合剤)、ダイアジノンスル(芝、樹木)、ランダイヤ乳剤(芝、メソミルとの混合剤)	◎	◎
2	ベルメトリン (1)	殺虫剤	1.7	10	○	○	○	アディオン乳剤(樹木、花き)、園芸用キンチョールS(花き、トリホリンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、TPNとの混合剤)、エンバーMC(芝)、カダンSP II(樹木、花き、チオファネートメテルとの混合剤)、ムシキントール(花き、イミベンコナゾールとの混合剤)、オルトランMP(樹木、花き、アセフェート・イミベンコナゾールとの混合剤)、ベニカX乳剤(樹木、花き、ミクロブタニルとの混合剤)、ガーデンガードAL(樹木、花き、テトラコナゾールとの混合剤)、ベニカDX等(樹木、花き、プロブフェン・ミクロブタニルとの混合剤)	◎	◎
3	イミノクタジナルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩 (2) ※水濁の暫定指針値:60 μg/L	殺菌剤	27	52	○	○	○	ボティブロー水和剤(芝、ポリオキシンの混合剤)、カシマン液剤(芝)、ミステラン水和剤(芝、チウラムとの混合剤)、モノクタジンフロアブル(芝、メプロニルとの混合剤)、ベルクート水和剤(樹木)、ベルクートフロアブル(花き)、ポリベリン水和剤(樹木、花き、ポリオキシンの混合剤)、ペフラン液剤25(花き)	◎	◎
4	アゾキシストロピン (1)	殺菌剤	280	400	○		○	ヘリテージ顆粒水和剤(芝)、シバンパフロアブル(芝、シプロコナゾールとの混合剤)、ダイブフロアブル(芝、ジフェノコナゾールとの混合剤)、ユニフォーム粒剤(花き、メタラキシルMとの混合剤)、アミスター20フロアブル(花き)	◎	
5	オキシラン銅又は有機銅 (3)	殺菌剤	18	40	○		○	オキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、グリーンオキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、オキシンドー水和剤80(芝、花き)、キノンドー水和剤40(芝、樹木、花き)、ドウグリン水和剤(芝、樹木)、ロブドー水和剤(芝、イブロンとの混合剤)、ドーマイン水和剤(花き、ストレプトマイシンとの混合剤)	◎	◎
6	ピロキサスルホン (9)	除草剤	7.4	50	○			ソリス顆粒水和剤(芝)		

注：超過検体数は、都道府県から環境省に報告があった調査結果のうち、令和2年3月27日現在の水産指針値を超過する農薬数。

平成30年度調査では、ダイアジノン1件とピロキサスルホン4件で超過の事例があった。

# 油・薬品・廃液などの流出に注意!

川や海に、誤って油・薬品・廃液等を流す事故が増えています。事故によっては、魚が死んだり、浄水場での取水停止などの影響が出ることもあり、また対策に膨大な費用がかかることもあります。

原因の多くは施設の老朽化や、作業中の不注意などによるものです。今一度、事故防止のため、施設の点検、作業手順の確認をお願いします。

## ～事故事例～

○ 次亜塩素酸ナトリウムの保管タンクの部品交換を行うため、内容物をタンクから排出した時、作業ミスにより次亜塩素酸ナトリウムが川へ流出し、多量の魚が死んだ。



- 小型ボイラーの燃料用灯油タンクのエア抜きバルブが誤って開いたのに気づけなかったため、灯油が流出した。
- A重油の地下タンクからサービスタンクへの地下配管に穴が開き、A重油が流出した。

## 油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は



### 《 通報内容 》

- 原因者または発見者の氏名
- 原因者または発見者の TEL
- 流出場所
- 流出物名
- 流出量
- 流出発見時間

**直ちに、場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行い、関係機関へ連絡してください。**

**【連絡先】** 管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防、警察、県庁など

## 連絡先（環境関係機関）

○ 広島県の各厚生環境事務所・支所

機関名	管轄区域	電話番号(代表)
西部厚生環境事務所環境管理課	大竹市、廿日市市	0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課	安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町	082-228-2111
西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課	江田島市	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所環境管理課	竹原市、東広島市、大崎上島町	082-422-6911
東部厚生環境事務所環境管理課	三原市、尾道市、世羅町	0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課	府中市、神石高原町	084-921-1311
北部厚生環境事務所環境管理課	三次市、庄原市	0824-63-5181

○ 市町役場

機関名	電話番号	機関名	電話番号
広島市 環境保全課	082-504-2188	呉市 環境試験センター	0823-25-3551
竹原市 地域づくり課	0846-22-2279	三原市 生活環境課	0848-67-6168
尾道市 環境政策課	0848-38-9434	福山市 環境保全課	084-928-1072
府中市 環境衛生課	0847-43-7237	三次市 環境政策課	0824-62-6136
庄原市 環境政策課	0824-72-1398	大竹市 環境整備課	0827-59-2154
東広島市 生活衛生課	082-422-1048	廿日市市 ゼロカーボン推進課	0829-30-9224
安芸高田市 社会環境課	0826-42-1126	江田島市 地域支援課	0823-43-1637
府中町 環境課	082-286-3242	海田町 地域みらい課	082-823-9219
熊野町 生活環境課	082-820-5606	坂町 環境防災課	082-820-1506
安芸太田町 税務住民課	0826-28-2114	北広島町 環境生活課	0826-72-7365
大崎上島町 環境衛生課	0846-64-3513	世羅町 町民課	0847-22-4513
神石高原町 健康衛生課	0847-89-3336		

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により

- ① 油、有害物質、指定物質<sup>※</sup>等が海や川などの公共用水域に排出される場合、
  - ② 生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、
- 応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。

※指定物質：次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど

詳しくは「県環境情報サイト（ecoひろしま）」をご覧ください。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e4-kaisei-h22kaisei.html>



問い合わせ先：広島県環境県民局環境保全課（TEL：082-513-2918）